

令和5年度重点的に取り組む事項について

令和5年度 第1回全国健康保険協会沖縄支部評議会
(令和5年7月19日)

➤ 令和5年度重点的に取組む事項について(業務グループ)

1. 柔道整復施術療養費申請書について、多部位・頻回受診者への患者照会等の実施

【取組内容】

- ・2部位かつ10日以上を受診者に対し照会を行い、施術内容の確認及び適正受診の周知を行う。
- ・3部位以上、頻回受診者が多い施術所への啓発文書を送付する。
- ・不正が疑われる施術所に対し、面接確認委員会による面接確認を実施する。

2. 被扶養者資格再確認業務

【取組内容】

令和5年度の被扶養者資格再確認業務においては、昨年度に引き続き、被保険者と別居している者、および海外在住(国内に住民票がない)者等に対し、確認書類の提出を求めるとします。

- ・マイナンバーを活用した被扶養者資格確認を実施する。
- ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

実施期間

- (1) リスト送付時期 令和5年度10月下旬～11月上旬(予定)
- (2) リスト提出期限 令和5年12月8日(金)

➤ 令和5年度重点的に取り組む事項について(レセプトグループ)

1. 効果的なレセプト内容点検の推進

【 取組内容 】

- ・ 他支部での再審査結果(査定事例)を参考にして、システムによる自動点検のためのメンテナンスを常時実施、効率的な点検を推進する。
- ・ レセプト点検員と担当職員との面談を毎月実施し、点検員個々の能力把握に努める。また、目標達成に向けての課題や進捗状況を共有し、研修等を通じた点検員のスキルアップを促し、レセプト点検の質的向上を図る。

2. 債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

【 取組内容 】

- ・ 保険証未返納者に対する10営業日以内の文書催告、電話催告の実施
- ・ 未返納者の多い事業所への文書等による、資格喪失時の保険証早期回収の周知徹底
- ・ 協会けんぽ等への保険証の返却が遅い事業所・社会保険労務士への保険証早期返却協力依頼
- ・ 返納金債権の早期回収及び保険者間調整の積極的な活用
- ・ 費用対効果を踏まえた法的手続きを実施

➤ 令和5年度重点的に取組む事項について(保健グループ)

1. 健診関係

【取組内容】

(1) 事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替えの推進【事業所・被保険者への働きかけ】

生活習慣病予防健診について、一般健診及び付加健診等の自己負担が軽減されたことから、関係機関と連携した広報や受診勧奨の取り組みを行い、実施率の向上を図るとともに、事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替えを推進する。

(2) 事業者健診結果データ提供の推進【事業所等への働きかけ】

外部委託により取得勧奨を強化するほか、沖縄労働局等の関係機関と連携を図り、事業所や医療機関職員に係る事業者健診結果データ提供の向上を図る。また、選定した健診機関に対し事業者健診結果データ提供に係る新規契約締結を推進する。

(3) まちかど健診等(特定健診)の実施【被扶養者への働きかけ】

お住まいの地域等で気軽に特定健診を受けていただけるようショッピングセンター等に会場を設け「まちかど健診」を実施し、受診率の向上を図る。令和5年度は10月中旬から12月にかけて、9会場(12回)で実施する計画。勧奨を強化し受診者増につなげるほか、健診当日に受診者へアンケート調査を実施し利便性や受診率のさらなる向上策を検討する。

➤ 令和5年度重点的に取組む事項について(保健グループ)

2. 保健指導関係

【取組内容】

(1) 特定保健指導実施率向上の取り組み【事業所・被保険者への働きかけ】

健診と保健指導を一貫して受けるメリットを説明し、健診当日の初回面談実施を推進する。
また、保健指導の利用機会を確保するため、情報通信技術を活用した保健指導を拡充する。

(2) 特定保健指導中断率減少に向けた取り組み【特保実施機関への働きかけ】

特定保健指導の中断率が平均値を上回る実施機関について、ヒアリングや意見交換を実施し、実施機関と協会けんぽで協働して対策を検討する。

(3) まちかど特定保健指導等の実施【被扶養者への働きかけ】

上記の「まちかど健診」を受診し、特定保健指導の対象となった方を対象に、約1か月後に同じ会場で特定保健指導を受けることができる「まちかど特定保健指導」を実施する。
また、包括協定を締結している市町村と協会けんぽで、健診後の結果説明会を合同で実施する。

(4) 重症化予防事業【被保険者への働きかけ】

生活習慣病予防健診の結果、血圧・血糖・LDLコレステロールの値で要治療と判断されたが、医療機関に受診していない方に対し、文書、電話、面談による受診勧奨を実施する。特に、複数年連続で対象者については、委託による二次勧奨(電話)を導入し、確実に医療に繋げる。

糖尿病性腎症重症化予防事業については、包括協定締結市町村へ委託できるよう調整する。

➤ 令和5年度重点的に取り組む事項について（企画総務グループ）

1. コラボヘルスの推進

【取組内容】

健康経営宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、事業主等が主体となって健康づくりに取り組む事業所を支援する「うちなー健康経営宣言」事業を展開し、宣言事業所への健康サポートを行うことにより、事業主等の健康づくり意識の醸成、加入者の健康増進の向上を図ることを基本に以下の取組を推進する。

(1) 事業所で取り組む禁煙サポート事業の実施

（沖縄県薬剤師会、沖縄県保健医療福祉事業団、協会けんぽ3者連携による事業所支援）

禁煙する意思のある従業員を、事業所・禁煙支援薬局・協会けんぽが連携して卒煙のサポートを実施する。県保健医療福祉事業団の補助による禁煙パッチの無償提供と、協会独自作成の禁煙サポート手帳により禁煙支援薬局→従業員→事業所が連携して進捗状況を確認しながら卒煙を目指し、職場における受動喫煙防止対策を推進する。

(2) ご家族様にも特定健診プロジェクトの実施

被保険者の受診率は60%を超える状況に対して被扶養者の受診率は30%にも満たない状況であることから、被扶養者を対象とした特定健診の受診率向上を図るため、うちなー健康経営宣言事業所のうち賛同が得られた事業主と連携して、支部長・事業主の連名による健診受診勧奨文書を直接被扶養者に送付する「ご家族様にも特定健診プロジェクト」を実施する。

(3) 健康保険委員の活動強化

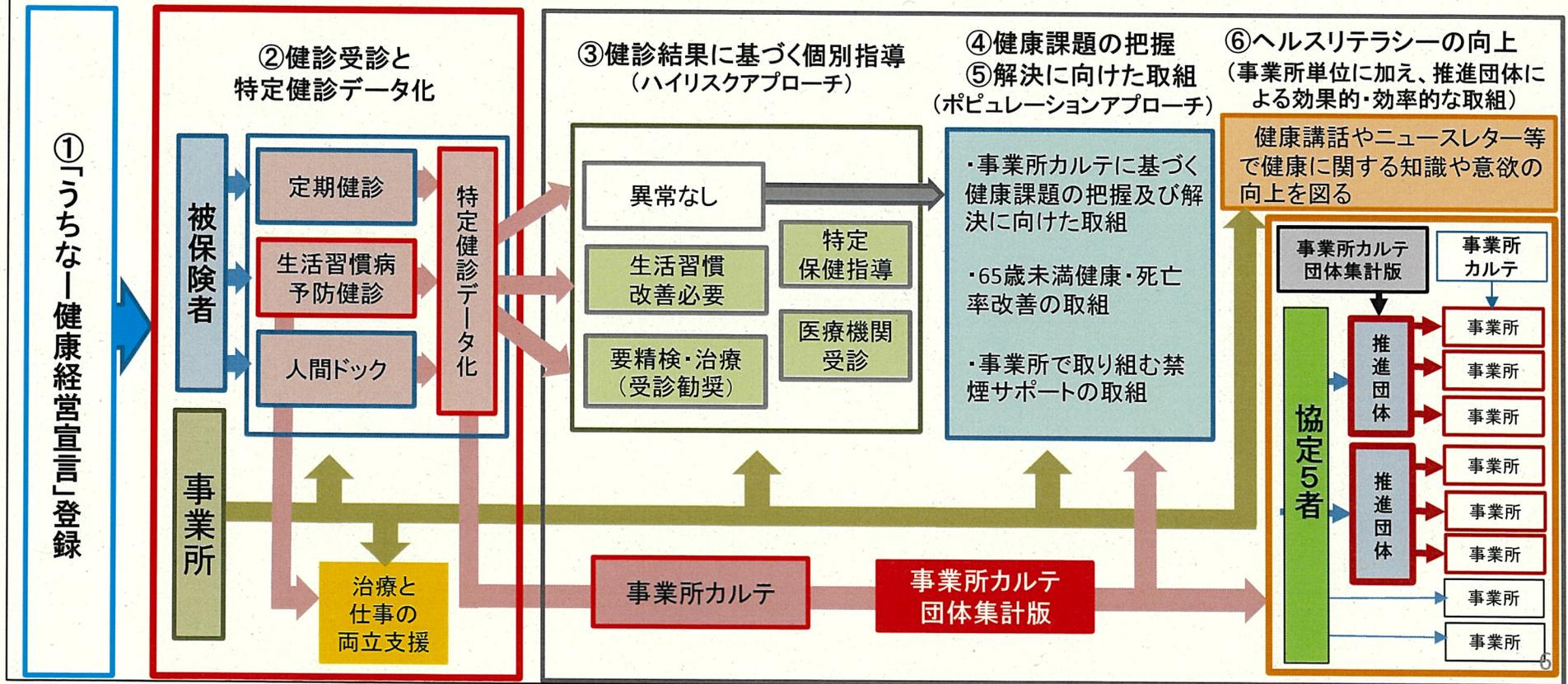
健康づくりのための情報発信や健康保険に関する手続きを行う等、事業所と協会けんぽの架け橋としての役割を担う「健康保険委員」の活動を強化していくため、健康保険委員未設置事業所を対象に電話による委嘱勧奨業務の外部委託を実施する。また、健康宣言事業に関する好事例集の作成、健康づくりや健康保険制度に関するYoutubeを活用した研修会を開催し、健康保険委員の活動を強化することで、コラボヘルスの推進につなげる。

➤ 令和5年度重点的に取り組む事項について(企画総務グループ)

2. 5者協定に基づく取組の推進(沖縄県、沖縄労働局、沖縄県医師会、沖縄産業保健総合支援センター、協会けんぽ沖縄支部)

【取組内容】

5者協定に基づく取組として、①「うちなー健康経営宣言」事業所の拡大を図るとともに、健康づくりの入り口である②各種健診(協会けんぽにおいては生活習慣病予防健診)の受診勧奨、そして、その各種健診の結果を特定健診の結果としてデータ化を図る。③そのデータ化された健診結果に基づき、特定保健指導や重症化予防のための受療勧奨等のハイリスクアプローチを実施。④事業所単位のスコアリングレポートとなる「事業所カルテ」より、事業所における健康課題を把握し、⑤その課題解決に向けたポピュレーションアプローチを実施。さらに団体所属の事業所同士で健康課題を共有できる事業所カルテ団体集計版を作成し、経済団体や同業団体等の協力を得て、⑥健康経営推進団体によるより効果的、効率的なヘルスリテラシー向上のための取組を推進していく。



令和 5 年度 沖縄支部 KPI 一覧表

1. 基盤的保険者機能関係

具体的施策	R 5 年度 KPI	R 4 年度 KPI
① サービス水準の向上	① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 96.0% 以上とする	① 100% ② 95.5%
② 現金給付の適正化の推進	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする	同左
③ 効果的なレセプト点検の推進	① 診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする ② 協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする	① 同左 ② 同左
④ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 対前年度 以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする	① 同左 ② 同左
⑤ 被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 94.0% 以上とする	93.4%

2. 戦略的保険者機能関係

具体的施策	R 5 年度 KPI	R 4 年度 KPI
① i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率等の向上	① 生活習慣病予防健診受診率を 70.0% 以上とする ② 事業者健診データ取得率を 7.5% 以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を 31.0% 以上とする	① 66.2% ② 7.5% ③ 31.0%

② ii) 特定保健指導の実施率の向上	① 被保険者の特定保健指導の実施率を <u>40.7%</u> 以上とする ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を <u>18.0%</u> 以上とする	① 40.4% ② 18.0%
③ iii) 重症化予防対策の推進	受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を <u>13.1%</u> 以上とする	12.4%
④ コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を <u>1,400 事業所</u> 以上とする	590 事業所
⑤ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>48.9%</u> 以上とする	45.5%
⑥ ジェネリック医薬品の使用促進	協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を <u>対前年度末</u> 以上とする ※ 医科、DPC、調剤、歯科レセプトにおける使用割合	対前年度以上
⑦ 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度にかかる意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な医療発信を実施する	同左

3. 組織・運営体制関係

具体的施策	R5 年度 KPI	R4 年度 KPI
① 費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合を <u>20%</u> 以下とする。	20%